

史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織および運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 史跡垣ノ島遺跡の保存整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者6名以内の委員をもって組織する。

- (1) 史跡整備に関連する学識経験者等

(委員の任期)

第4条 委員任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内でその費用を弁償する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。